

長瀬町学校のあり方検討委員会の役割等について

委員会設置の経緯

長瀬町では、第5次長瀬町総合振興計画を、新たなまちづくりの指針として位置づけ、各施策を積極的に展開しております。

その計画において、教育環境の充実につきましても、「心身の豊かな子どもを育むことができるよう、一人ひとりに応じた教育を提供するとともに、確かな学力を育みます。

また、子どもが家庭や地域に見守られながら、健全に育っていくことができる仕組みづくりを進めます。」という基本方針があります。

今回、令和2年4月1日付けで「長瀬町学校のあり方検討委員会設置条例」を制定し、令和2年7月1日付けで委員の委嘱をいたしましたのは、町における児童生徒数の推移を踏まえ、長瀬町立小学校及び中学校の将来を展望した学校のあり方について、幅広い見地から検討するために設置をしたものです。

町長も一期目の公約では、学校の統廃合は行わないとの方針でしたが、児童生徒数の急激な減少、特に第二小学校では複式学級が目の前に迫ったため、二期目の公約からは除いています。

また、毎年実施している長瀬町総合教育会議の場で、町長部局と教育部局で意見交換も行っており、今後の学校のあり方について検討を進める旨の合意もなされています。

教育委員会では、地域の声や意見を聞きたいと考えており、地域の代表として活動をされている方に、委員の一員として活躍いただきたいとの思いから、本委員会の構成員として委嘱させていただいたものです。

委員会の目的

長瀬町学校のあり方検討委員会は、長瀬町教育委員会からの諮問（意見を求めること）に応じ、学校の適正規模、適正配置等について協議し、答申をすることが最終的な目的となります。

具体的には、様々なデータを元に、現状の整理と一般的な方策を報告書としてまとめ、教育委員会に報告をしていくこととなります。